

## 球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱

平成29年6月1日  
告示第24号

### (目的)

第1条 この要綱は、球磨村ふるさと寄附条例（平成20年球磨村条例第15号）及び平成31年総務省告示第179号の規定に基づき、球磨村に対しふるさと寄附を行った者に対して、球磨村の特産品等を返礼品として贈呈し、感謝の意を表するとともに、ふるさと寄附事業の推進を図り、村内産業等の振興に寄与することを目的とし、その施行について球磨村ふるさと寄附条例施行規則（平成20年球磨村規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附者 球磨村へふるさと寄附を行った村外に居住する個人をいう。
- (2) 特産品等 村内の事業者が製造、加工、採取、栽培、販売等する商品又は村内で提供するサービスをいう。
- (3) 協力事業者 特産品等の提供をしている事業者のうち、この要綱に基づき村長の承認を受けた者をいう。
- (4) 返礼品 協力事業者が取り扱う特産品等で、この要綱に基づき村長の承認を受けたものをいう。
- (5) 市町村税 個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (6) 配送事業者 宅配便事業を行う事業者で、村からの発注に基づき、返礼品の集荷及び配達を行う者をいう。

### (返礼品の贈呈)

第3条 村長は、寄附額の3割以内の金額に相当する返礼品を寄附者の希望に応じて贈呈するものとする。ただし、寄附者が返礼品の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

2 寄附者は、寄附額の3割以内の金額に相当する返礼品を複数組み合わせ希望することができる。

3 返礼品の贈呈に要する費用（商品代、消費税、配送費用等の経費を含む。）は、村の負担とする。

### (協力事業者の要件)

第4条 協力事業者は次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 各種法令等に適合した製造、加工、採取、栽培、販売又はサービスの提供を行っていること。
- (2) 県内に本社（本店）、支社（支店）、事業所若しくは工場を有する法人、団体又は個人事業者で、本村内で生産された生産物等を原料に製造・加工・販売を行い、又は共通返礼品として認められた返礼品の製造・加工・販売を行っている事業者であること。
- (3) 納期到来分の市町村税に滞納がないこと。
- (4) 代表者又は従業員が、暴力団員（球磨村暴力団排除条例（平成23年球磨村条例規則第11号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）に協力し、又は関与する等、これらに関わりを持つ者でないこと。

- (5) 返礼品の品質に関する苦情等に対して、状況に応じて迅速で誠実な対応が可能なこと。
- (6) 個人情報取扱いを厳重に行えること。
- (7) 販売上の保険に加入していること。
- (8) その他村長が協力事業者の募集にあたり定める要件を満たしていること。

(返礼品の基準)

第5条 返礼品は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 平成31年総務省告示第179号第5条各号のいずれかに該当するものであること。
- (2) 品質及び数量について、安定供給ができるものであること。ただし、季節限定品、期間限定品などの場合は、あらかじめ定める提供期間内に安定供給ができるものであること。
- (3) 常時、一定以上の品質を維持できるものであること。
- (4) 配送に耐えるものであること。
- (5) サービスの場合は、村内で提供できるものであること。また、利用にあたっての申請方法等が確立されており、利用期間が1年以上あること。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、商標法（昭和34年法律第127号）、特許法（昭和34年法律第121号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）などの関係法令を遵守しているものであること。
- (7) 公序良俗に反しないものであること。

(協力事業者の登録申請)

第6条 協力事業者として参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、球磨村ふるさと寄附推進事業協力事業者登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 球磨村ふるさと寄附推進事業協力事業者誓約書（様式第2号）
- (2) 会社の概要が分かるパンフレット等の資料
- (3) その他村長が必要と認める書類

(協力事業者の承認)

第7条 村長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、申請者が協力事業者として適当と認めるときは、球磨村ふるさと寄附推進事業協力事業者登録承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

(協力事業者の承認内容の変更)

第8条 協力事業者は、前条の規定により承認を受けた内容を変更するとき、球磨村ふるさと寄附推進事業協力事業者変更届出書（様式第4号）を速やかに村長に提出しなければならない。

(協力事業者の辞退)

第9条 協力事業者は、第7条の規定による承認を受けた後に協力事業者を辞退しようとするときは、辞退する日の1か月前までに球磨村ふるさと寄附推進事業協力事業者辞退届出書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。ただし、申込みが完了した返礼品は、辞退後であっても提供しなければならない。

(協力事業者承認の取消し)

第10条 村長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、協力事業者の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。

- (2) 第4条に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (3) 村、寄附者その他関係者に損害を及ぼす行為を行ったとき。
- (4) 村の指示に従わないとき。
- (5) その他村長が協力事業者として適当でないと認めたとき。

2 村長は、前項に規定する取消しを決定したときは、当該協力事業者に対し球磨村ふるさと寄附推進事業協力事業者承認取消通知書（様式第6号）により、速やかにその旨を通知する。

（返礼品の登録）

第11条 協力事業者は、提供する返礼品について、球磨村ふるさと寄附推進事業返礼品登録承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 返礼品の写真
- (2) 返礼品が食品の場合は、食品表示ラベル又はその写真
- (3) その他村長が必要と認める書類

（返礼品の承認）

第12条 村長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、返礼品として適当と認めるときは、返礼品の寄附金額について決定し、球磨村ふるさと寄附推進事業返礼品登録承認通知書（様式第8号）により、当該協力事業者に通知する。

（返礼品の変更）

第13条 協力事業者は、前条の規定により承認を受けた返礼品の内容を変更するときは、球磨村ふるさと寄附推進事業返礼品登録内容変更申請書（様式第9号）を変更する日（以下「変更日」という。）の1か月前までに村長に提出しなければならない。ただし、変更前の内容で申込みが完了した返礼品は、変更前の内容で提供しなければならない。

2 村長は、前項本文の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、球磨村ふるさと寄附推進事業返礼品登録内容変更承認通知書（様式第10号）により当該協力事業者に通知するものとする。

（返礼品の停止）

第14条 協力事業者は、第12条の規定により承認を受けた返礼品の提供を停止しようとするときは、停止する日の1か月前までに、球磨村ふるさと寄附推進事業返礼品登録停止届出書（様式第11号）を村長に提出しなければならない。ただし、申込みが完了した返礼品は、停止後であっても提供しなければならない。

（返礼品の登録の取消し）

第15条 村長は、第12条の規定により承認を受けた返礼品が次の各号のいずれかに該当したときは、返礼品の提供を停止させ、返礼品の登録を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 第5条に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (3) その他村長が返礼品として適当でないと認めたとき。

2 村長は、前項に規定する取消しを決定したときは、当該協力事業者に対し球磨村ふるさと寄附推進事業返礼品登録取消通知書（様式第12号）により、速やかにその旨を通知する。

（個人情報の保護）

第16条 協力事業者は、個人情報等の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令等を遵守するものとし、返礼品の提供に当たって取得した個人情報を、その目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。返礼品の配送完了後においても同様とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 球磨村ふるさと寄附に関する記念品贈呈に係る取扱い要綱（平成26年告示第72号）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

球磨村長 様

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

球磨村ふるさと寄附推進事業協力事業者登録申請書

球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第 6 条の規定に基づき、球磨村ふるさと寄附協力事業者の登録を申請します。

|              |                                                       |
|--------------|-------------------------------------------------------|
| 住 所          | 〒                                                     |
|              |                                                       |
| 団 体 名        | (フリガナ)                                                |
|              |                                                       |
| 代 表 者 名      | (職名) (氏名)                                             |
| 電 話 番 号      |                                                       |
| F A X 番 号    |                                                       |
| メー ル ア ド レ ス |                                                       |
| ホ ー ム ペ ー ジ  | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
|              | URL                                                   |

- ※添付書類
- (1) 会社の概要がわかるパンフレット等の資料
  - (2) 球磨村ふるさと寄附推進事業協力事業者誓約書（様式第 2 号）
  - (3) その他村長が必要と認める書類

球磨村ふるさと寄附推進事業協力事業者誓約書

球磨村ふるさと寄附推進事業協力事業者の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第4条の要件を全て満たすこと。
- 2 市町村税の納税状況に関する情報が確認されることについて承諾すること。
- 3 返礼品の登録にあたっては、球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第5条の要件を全て遵守すること。
- 4 返礼品の登録にあたっては、誇大又は虚偽の記載を行わないこと。
- 5 登録された返礼品を適切に提供するために、生産・製造・品質管理を適切に行い、返礼品に関して何らかの問題が生じたときは、全て当方の責任において適切な措置をとること。
- 6 ふるさと納税返礼品提供にかかる業務において知り得た個人情報については、厳正に管理し、この業務の目的以外の利用しないこと。
- 7 協力事業者の要件に適合しないと判断された場合及び返礼品の要件に適合しないと判断された場合に不承認又は取消しされた場合、一切の異議を申し立てないこと。
- 8 地場産品基準及び食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備及び保存を行うこと。
- 9 球磨村が行う調査・確認については、これらに同意するとともに、球磨村が調査に必要な書類の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。
- 10 本誓約書に反する行為により、球磨村に損害が生じた場合は、生じた損害の賠償請求に応じること。

年 月 日

球磨村長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

第 号  
年 月 日

（団体名）  
（代表者名） 様

球磨村長

球磨村ふるさと寄附推進事業協力事業者登録承認通知書

年 月 日付けで申請のあった協力事業者の登録について、承認することに決定しましたので、球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第 7 条の規定により通知します。

|           |                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 1 登 録 番 号 |                                                 |
| 2 団 体 名   |                                                 |
| 3 代 表 者 名 |                                                 |
| 4 所 在 地   |                                                 |
| 5 備 考     | 球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱及び誓約書の写しを保管するとともに、その内容を遵守すること。 |

球磨村長 様

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者氏名 印

登 録 番 号

※個人事業者の場合は、住所、氏名のみ記入してください。

球磨村ふるさと寄附推進事業協力事業者変更届出書

球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり届出します。

|              | 変更前                                                                                           |  | 変更後                                                                                           |  |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 住 所          | 〒 ー                                                                                           |  | 〒 ー                                                                                           |  |
| フリガナ<br>団体名  |                                                                                               |  |                                                                                               |  |
| 代 表 者        | 職名                                                                                            |  | 職名                                                                                            |  |
|              | フリガナ<br>氏名                                                                                    |  | フリガナ<br>氏名                                                                                    |  |
| 事 業 者<br>情 報 | 電話:<br>FAX:<br>MAIL:<br>ホームページ: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無<br>URL: |  | 電話:<br>FAX:<br>MAIL:<br>ホームページ: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無<br>URL: |  |
| 備 考          |                                                                                               |  |                                                                                               |  |

※登録申請書に添付した資料のうち、変更があった資料を添付すること。  
変更箇所のみ、記入すること。

年 月 日

球磨村長 様

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者氏名 印

登 録 番 号

※個人事業者の場合は、住所、氏名のみ記入してください。

球磨村ふるさと寄附推進事業協力事業者辞退届出書

球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第 9 条の規定に基づき、次のとおり届出します。

|        |       |
|--------|-------|
| 辞退する理由 |       |
| 辞退する日  | 年 月 日 |

私は、以下のことを誓います。

- 1 辞退後であっても、すでに申込みが完了した返礼品については、最後まで責任をもって提供します。
- 2 球磨村ふるさと寄附推進事業にて得た個人情報については、速やかに破棄し、事業目的以外使用し、又は第三者に漏らしません。

第        号  
年   月   日

（団体名）  
（代表者名）                      様

球磨村長

球磨村ふるさと寄附推進事業協力事業者承認取消通知書

年   月   日付け第        号で承認を決定した協力事業者の登録について、球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第 1 0 条第 2 項の規定により、下記のとおり登録を取消したので通知します。

記

- 1   取   消   日                      年                      月                      日
- 2   取消しの理由

年 月 日

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者氏名

球磨村ふるさと寄附推進事業返礼品登録申請書

球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

|             |                                                                                                    |                     |  |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--|
| 返 礼 品 名     |                                                                                                    |                     |  |
| 地 場 産 品 基 準 | ※別表を確認し該当の番号を記載すること。<br>なお、1 0 番の場合はどの番号とのセット商品かを記載すること。                                           |                     |  |
| 返 礼 品 の 説 明 |                                                                                                    |                     |  |
| 返 礼 品 の 内 容 | 量・規格                                                                                               |                     |  |
|             | 賞味期限・有効期限                                                                                          |                     |  |
|             | アレルギー表示                                                                                            |                     |  |
| 返 礼 品 の 価 格 | 円                                                                                                  | ※こん包費・消費税及び地方税額を含む。 |  |
| 提 供 期 間 等   | <input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 月頃から 月頃まで <input type="checkbox"/> 定期便（ 回／年）  |                     |  |
| 発送に要する時間    | <input type="checkbox"/> 受注から 1 カ月以内 <input type="checkbox"/> 受注から 日 <input type="checkbox"/> 先行予約 |                     |  |
| 配 送 サ イ ズ   | サイズ（配送業者： ）                                                                                        |                     |  |
| 配 送 方 法     | <input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍                |                     |  |
| 担 当 者 連 絡 先 | 氏 名                                                                                                |                     |  |
|             | 電 話                                                                                                |                     |  |
|             | MAIL                                                                                               |                     |  |

- ※添付書類 （1）返礼品の写真  
（2）返礼品が食品の場合は、食品表示ラベル又はその写真  
（3）その他村長が必要と認める書類

別表

|    |                                                                                                  |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 村内で生産されたもの                                                                                       |
| 2  | 返礼品の原材料の主要な部分が村内で生産されたもの                                                                         |
| 3  | 返礼品の加工の主な工程を村内で行っているもの                                                                           |
| 4  | 村内で生産されたものであって、近隣他市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）                          |
| 5  | 球磨村の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ<br>その他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から球磨村の独自の返礼品等であることが明白なもの |
| 6  | 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものと合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上のもの                        |
| 7  | 村内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が球磨村に相当程度関連性のあるもの                                         |
| 8  | 近隣他市区町村との共通返礼品又は、県が認める共通返礼品であるもの                                                                 |
| 9  | 前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するもの                                                               |
| 10 | 前各号のいずれかに該当する返礼品同士を組み合わせたもの                                                                      |

第 号  
年 月 日

（団体名）  
（担当者名） 様

球磨村長

球磨村ふるさと寄附推進事業返礼品登録承認通知書

年 月 日付けで申請のあった返礼品の登録について、承認することに決定しましたので、球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第 1 2 条の規定により通知します。

|           |  |
|-----------|--|
| 1 返 礼 品 名 |  |
| 2 返礼品番号   |  |
| 3 寄 附 金 額 |  |
| 4 備 考     |  |

球磨村長 様

年 月 日

住所

团体名

代表者氏名

※個人事業者の場合は、住所、氏名のみ記入してください。

球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第13条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、変更前の内容で申込みが完了した返礼品においては、変更日後であっても変更前の内容で提供することを誓います。

[illegible]

第 号  
年 月 日

（団体名）  
（担当者名） 様

球磨村長

球磨村ふるさと寄附推進事業返礼品登録内容変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった返礼品の内容変更について、承認することに決定しましたので、球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第 13 条第 2 項の規定により通知します。

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| 1 返礼品番号                            |  |
| 2 変 更 内 容                          |  |
| 3 寄 附 金 額<br>※返礼品価格の変更<br>があった場合のみ |  |

球磨村長 様

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者氏名

※個人事業者の場合は、住所、氏名のみ記入してください。

球磨村ふるさと寄附推進事業返礼品登録停止届出書

球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第 1 4 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

なお、停止後であっても、すでに申込みが完了した返礼品については、最後まで責任をもって提供します。

|           |       |  |
|-----------|-------|--|
| 停止する返礼品名  |       |  |
| 停止する返礼品番号 |       |  |
| 停止の理由     |       |  |
| 停止日       | 年 月 日 |  |
| 連絡先       | 担当者氏名 |  |
|           | 電話番号  |  |
|           | メー ル  |  |

第 号  
年 月 日

（団体名）  
（代表者名） 様

球磨村長

球磨村ふるさと寄附推進事業返礼品登録取消通知書

年 月 日付け第 号で登録を決定した返礼品の登録について、球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第 1 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり登録を取消したので通知します。

記

- 1 取 消 日 年 月 日
- 2 取消しの理由
- 3 返 礼 品 番 号
- 4 返 礼 品 名